

尾張旭市監査公表第6号

令和5年1月30日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年2月9日付け4税第787号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

総務部税務課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
市民税イメージ管理システム機器等賃貸借に係る契約締結伺いが作成されていない。支出負担行為書に契約締結伺いを兼ねる旨が記載されているが、長期継続契約等で、契約金額の総額における一部の金額について支出負担行為額が決議されるものについては、支出負担行為書で契約締結伺いを兼ねることはできない。	指摘事項につきましては、今後は適正に事務を行うよう改めます。